

## 付録2 平成30年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

### 凡 例

- 1 平成30年4月1日から31年3月31日までの間に係属した事件75件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
  - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
  - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成30年 (調)第1 号事件	空調等設備からの低周波音被害防止請求事件	30. 3. 1	北海道 住民2人	北海道 住民2人	申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。	31. 3. 26	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
2	北海道 平成30年 (調)第2 号事件	水産加工品製造会社からの大気汚染被害防止請求事件	30.10.11	北海道 住民1人	水産加工品製造会社	被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。			
3	宮城県 平成30年 (調)第1 号事件	コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件	30. 1. 9	宮城県 住民2人	コインランドリー等経営会社	申請人は、平成29年8月頃から、被申請人の経営する大型コインランドリーからのうなり声のような低い音に悩まされるようになり、頭痛や不眠症の症状によって苦しんでいる。よって、被申請人は、被申請人が経営する大型コインランドリーのヒートポンプの設置場所を変更するなどの方法により、申請人ら居宅内における低周波測定値が参照値より低い数値となるような措置を採ること。	30. 4. 24	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
4	宮城県 平成30年 (調)第2 号事件	自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	30. 4. 23	宮城県 住民4人	自動車整備会社	申請人らは、被申請人工場の操業により、天気が良くても操業中は窓を開けることもできず、悪臭・騒音に悩まされており、同居する高齢者及び幼児への影響も大きく、不快やイライラを感じ、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人工場施設の操業時の騒音・臭気に関し、宮城県環境条例の基準数値以下とするための対策を講ずること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人らに対し、相当額の賠償金を支払うこと。			
5	秋田県 平成30年 (調)第1 号事件	使用済みタイヤ等回収業者からの騒音・振動等被害防止請求事件	30. 5. 18	秋田県 住民1人	使用済みタイヤ等回収業者	被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ／ホイールや金属屑等をガランガラン放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない（ゴミの飛散防止）、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転する。これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。			
6	福島県 平成30年 (調)第1 号事件	マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件	30. 9. 25	福島県 住民1人	マンション管理組合 不動産会社	被申請人が所有または管理するマンション受水槽から発生する音が、早朝・夜間及び土日問わず鳴り響くため、申請人は睡眠不足や耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、受水槽設備を修繕するなどして、被申請人の受水槽からの騒音を低減すること。	31. 1. 29	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
7	栃木県 平成29年 (調)第1 号事件	自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件	29. 8. 25	栃木県 住民7人	自動車板金塗装会社	被申請人が行う板金塗装に伴い発生する臭気は、日常生活上耐え難く、申請人の中には、身体に不調を生じている者もいる。また、塗装作業場からの騒音により、申請人の1人は、生活に支障を来している。よ	30.10.19	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						て、被申請人は、塗装作業の中止と作業場の早急な移転をし、移転後は現住所地で板金塗装を行わないこと。			みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
8	栃木県平成30年(調)第1号事件	工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件	30. 5. 14	栃木県住民1人	不動産会社 住宅販売会社 建設会社	被申請人らが行った工場解体等工事で発生させた振動により、申請人住宅は損害を受けた。また、申請人は前述の住宅損害により、うつ病を発症するとともに、肉体的精神的被害を受けた。よって、(1)被申請人らは、申請人に対し、連帯して、損害賠償金等13,920,345円を支払うこと、(2)被申請人らは、連帯して費用負担し、申請人住宅の目視被害調査困難個所の専門業者による調査補修を実施すること、同業者は申請人の承認する業者とすること。	30. 8. 31	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
9	栃木県平成30年(調)第2号事件	鑄造製鋼原料加工販売業者土壤汚染物質撤去等請求事件	30. 12. 17	栃木県住民1人	鑄造製鋼原料加工販売会社	被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壤汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壤汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。			
10	栃木県平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	31. 3. 26	栃木県住民1人	飲食店(喫茶店)運営会社	平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(エコキュート低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、エコキュートの深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)エコキュートの毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること			
11	群馬県平成29年(調)第1号事件	護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29. 12. 18	群馬県住民1人	建設会社2社	護岸工事により発生する音により、めまい、耳鳴り、頭痛、心臓に影響があり、また、一日中騒音がするため、認知症の母親の症状が悪化した。よって、被申請人らは、(1)静かに作業を行うこと。対策として、①砂利を持ってきたときに、静かに下ろすこと、②近隣住民に対して耳栓を配布し、防音幕を設置すること、③キャタピラーの音が静かな移動式クレーン車を使うこと、④作業員は静かな声で連絡を取ること、⑤移動式クレーン車の作業は、複数が同時に行わないようにすること、(2)治療費、精神的慰謝料、弁護士相談料等として、10万円を支払うこと。	30. 4. 5	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	群馬県平成30年(調)第1号事件	プラスチック破砕工場からの騒音等被害防止請求事件	30. 10. 10	群馬県住民2人	プラスチック破砕会社	会社から飛来するほこりと窓を閉めていても部屋の中まで聞こえてくる騒音に悩まされており、改善するようお願いしてきたが、全く改善されない。よって、(1)会社から発せられる騒音をおさえてほしい。(2)作業中に飛来するほこりを防いでほしい。(3)以上2点が改善できないのであれば、会社を移転してほしい。			
13	埼玉県平成30年(調)第1号事件	校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事	30. 2. 14	埼玉県住民2人	市(代表者市長)	申請人は、被申請人が進めようとしている事業内容・計画によっては、騒音、振動、臭気等により、日常の平穏な生活が侵害されるおそれがある。よって、被申請人は、(1)申請人の通常の平穏な生活環境を保全するため、現校舎北側に増築が予定されている校舎の建物(以下「本件建物」とい	30. 6. 28	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		件				う。)に関し、次の3点について騒音規制法、振動規制法、埼玉県環境保全条例及び市生活環境保全に関する条例等(以下「環境保全法令」という。)を厳守しなければならない。①本件建物が環境保全法令に適合していること、②本件建物の建築工事を環境保全法令に適合して進めること、③本件建物が竣工した後の運用において環境保全法令に適合するよう運用すること、(2)被申請人は、環境保全法令を遵守しない限り、本件建物を建築し、かつ本件建物を運用してはならない。			切り、本件は終結した。
14	埼玉県平成30年(調)第2号事件	金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件	30. 9. 12	埼玉県住民1人	金属精錬会社	申請人は、所有の市指定天然記念物の樹木が煙害により年々枯れ落ち、対応に追われてきた。樹木医探し、市との交渉、複数回に渡る貴重な樹木のクローン作成依頼、費用負担他、金属精錬会社のため、長期間、労力、時間、金員を費やす。現在、樹木は枯死の危機に瀕している。費用に窮し、クラウドファンディングも行った。金属精錬会社は重油を燃料とし、亜硫酸ガスを排出している。亜硫酸ガスは低濃度でも植物に被害を与えると知られており、喘息患者等には、健常者の100分の1でも危険であるという。亜硫酸ガスの無害化技術は、50年前に確立されている。金属精錬会社隣の田のできは著しく悪く、被申請人が亜硫酸ガス被害を予見することは20年以上前に可能だった。被申請人は、環境対策を怠ったまま拡張してきた。申請人は長年、貴重な文化財の衰え、思い出ある樹木の枯死、騒音、硫酸銅などの重金属の粉のずさんな管理により精神的苦痛や健康不安、費用負担他、通常の生活ができないほど影響を受けている。申請人家族は、被申請人が騒音対策をとらないため、道路建設により天然記念物の残る旧宅続きの申請人所有地への移転を断念した。維持管理の負担も倍増している。よって、(1)被申請人は、亜硫酸ガスを排出してはならない。(2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない。(3)被申請人は、工場の現在の敷地内で積み下ろし及びその他の作業を行うこと。(4)被申請人は、廃棄物に準じて資材の保管を行うこと。(5)被申請人は、HPから環境に配慮している旨のキャッチフレーズを削除し、新聞各紙に謝罪広告を載せること。(6)被申請人は、払い下げられた廃道敷、水路敷を市に返還すること。(7)被申請人は、農用地除外申出を取り下げること。(8)被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとすること。(9)被申請人は、申請人に申請人が費やした経費、今後の樹木の樹勢回復費用及び慰謝料として400万円を支払うこと。優美な樹形を失った樹木の損害他は、申請人父の遺産分割後別途請求する。(10)申請人母が署名したという書面について明らかにすること。(11)亜硫酸ガスの無害化措置をとり、農用地除外申出を取り下げるとして操業を停止し、上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を工業団地に移転すること。	30. 12. 20	調停打ち切り	調停委員会は、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
15	埼玉県平成31年(調)第1	介護老人施設からの悪臭・	31. 1. 18	埼玉県住民2人	施設土地建物所有者	申請人は、臭気、騒音等により健康被害及び精神的苦痛を受けており、日常生活に支障をきたしている。この状況を改善しなけ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	騒音被害防止請求事件			医療法人社団	れば、今後、全く耐え難い深刻な心身の健康被害を受けることとなる。よって、(1)被申請人は、事業を運営する建物の洗濯乾燥機排気口からの申請人に迷惑を及ぼす排気方法を中止しなければならない。(2)早朝における申請人の睡眠に影響するボイラー排気口及びエアコン室外機等による騒音の防止措置を執らなければならない。(3)上記措置を執らない場合は、業務を中止しなければならない。			
16	千葉県平成29年(調)第3号事件	一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件	29. 3. 21	自治会	市(代表者市長)	施設が稼働開始したときから現在まで、施設が存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、(1)一般廃棄物処理施設を直ちに操業停止すること、(2)停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、(3)一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。	30. 8. 16	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
17	千葉県平成30年(調)第1号事件	近隣住宅騒音被害防止等請求事件	30. 3. 20	千葉県住民2人	千葉県住民1人	被申請人が設置した集中型換気扇及びヒートポンプから発生する騒音により精神的肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、(1)集中型換気扇について、市の要綱の基準を満たすよう改良すること、(2)ヒートポンプを道路側に移設させること、(3)騒音ストレスに伴って発症し、現在加療中の「円形脱毛症」の治療費を支払うこと。	31. 3. 15	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
18	千葉県平成30年(調)第2号事件	非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 4. 23	千葉県住民1人	非鉄金属製造会社	申請人は、約7年にわたって被申請人事業所の水汲み上げ機からの騒音被害を受けており、被申請人とは話し合いを行ってきたが、対応が不十分で進展がなく、また、健康被害が生じている。よって、被申請人は、(1)申請人に健康被害をもたらす水汲み上げ機からの騒音、振動に対し、防音対策として遮音壁及び防音パネルを設置すること、(2)遮音壁、防音パネルを設置できないのであれば、午後8時以降午前8時までの間、水汲み上げ機の稼働を停止すること、(3)水汲み上げ機の消音機から発生する騒音(シャー音)について、騒音が飛散しないよう消音機の排気の向きを調整すること、(4)汲み上げ機横のポンプ室から発生する騒音(カラカラ音)について、音が消えるよう定期的に整備すること。	31. 3. 18	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	東京都平成26年(調)第2号事件	結婚式場からの騒音被害防止請求事件	26. 4. 2	東京都住民1人	結婚式場運営会社	被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、(1)防音対策を行い、騒音を低減させること、(2)夜間の工事は行わないこと、(3)夜間の照明を消すこと、(4)イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。	31. 3. 4	調停成立	調停委員会は、16回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
20	東京都平成28年(調)第2号事件	保育所からの騒音低減請求事件	28. 6. 3	東京都住民1人	社会福祉法人	保育所からの騒音により、申請人の生活に支障が生じている。よって、被申請人は、(1)被申請人が運営する保育園からの騒音を低減すること、(2)園庭での園児の運動について騒音を減らすように具体的な対策を行うこと。具体策としては、現時点で、騒音を防ぐ透明な壁(光透過板)等の設置を希望するが、この方策では被申請人宅の風通	30. 6. 27	調停成立	調停委員会は、13回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						しを悪化させる可能性が高いため、検討中である。			した。
21	東京都平成30年(調)第1号事件	マンション給水設備からの騒音低減及び損害賠償請求事件	30. 3. 15	東京都住民1人	不動産会社	申請人は、被申請人所有マンションの給水設備からの騒音により、頭痛、睡眠不足等の日常生活への支障及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人所有のマンション給水設備からの騒音に対し、効果のある対策を実行し、騒音を低減すること、(2)被申請人所有のマンション管理委託業者からの要求により、申請人が実施した騒音測定に係る費用を支払うこと、(3)申請人の通院治療費を支払うこと、(4)申請人が通院開始した平成29年1月から、給水設備の騒音低減が確認できるまで、1日当たり5,000円の慰謝料を支払うこと。	30. 10. 15	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
22	東京都平成30年(調)第2号事件	J R線鉄道騒音防止請求事件	30. 6. 29	東京都住民1人	鉄道会社	申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている。(2)申請人所有建物は外国人用高級賃貸マンションとして稼働しており、第2種住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、騒音がひどく、申請人自身で二重窓等の対策を行っても、更に賃借人から騒音対策をして欲しい等のクレームがあり、申請人側ではもう方法がない。(3)賃借人募集にあたり、客が内見の際に、騒音の激しい車両が通ると騒音にあきられ、契約成立に至らない。よって、(1)被申請人は、第2項、第3項周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること。(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、A駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。	31. 1. 21	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
23	東京都平成30年(調)第3号事件	事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件	30. 11. 9	東京都住民1人	建築士木会社	申請人は、被申請人の事業場から発生する騒音(トラックの発車停車、荷物の積込積下)により、睡眠障害が誘発され、平穏な生活が脅かされている。よって、被申請人は、(1)損害賠償として金40万円を支払うこと、(2)被申請人の負担により、申請人宅に二重サッシを設置すること。	30. 12. 10	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
24	神奈川県平成29年(調)第2号事件	コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	29. 5. 8	神奈川県住民3人	コンビニエンスストア コンビニエンスストア店舗オーナー 不動産会社	申請人らは、コンビニエンスストアの室外機の稼働音、駐車場内における来店者の自動車音や荷物・廃棄物の搬入搬出音等の騒音等により、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人A社及びB社は、連帯して、申請人に対し、損害賠償として金300万円を支払うこと。被申請人A社及びCは、(1)40dBを超える音量の騒音を申請人の敷地に侵入させないこと、(2)駐車場を利用する車両の排気ガスから発生する異臭並びに駐車場利用者及び来店者の喫煙によるたばこ煙を申請人の敷地に侵入させないこと、(3)申請人ら宅に店舗及び来店の自動車の照明を侵入させないこと。	30. 8. 21	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催手続を進めた結果、調停案を作成し、当事者に対して受諾を勧告した。調停委員会が受諾を勧告した調停案に対し、申請人ら及び被申請人らから受諾しない旨の申し出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本事件は終結した。
25	神奈川県平成29年	貸おしぼり工場か	29. 6. 15	神奈川県住民1人	貸おしぼり会社	申請人とその家族は被申請人工場からの騒音、振動、悪臭等により、家への物理的影	30. 7. 4	調停打切り	調停委員会は、6回の調停期日

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第3号事件	らの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件				<p>響、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、(1)騒音規制値を守ること、(2)騒音に関する損害賠償を支払うこと、(3)振動を起こす機械(洗濯機、コンベア一等)を新しくすること。それが出来なければ、精神的慰謝料を支払うこと、(4)道路にリネン類等の物を置かないこと。屋外の貯水タンク等から公共の場である道路への漏水を止めること。近隣環境に配慮し近隣に不快な思いをさせないように保つこと、(5)被申請人の出入り業者の活動によって起きる騒音、振動、悪臭、その他について被申請人の責任で対処すること、(6)被申請人とその出入り業者は、車両の移動は8時以降から22時までとし、荷卸し等の作業は8時以降から21時までにする。ただし、左記時間帯でも騒音規制値を守ること、(7)荷卸し等の作業において、カートを今までどおり使用しないこと。出入り業者にも、昼間でも騒音規制値があることを説明し協力してもらうこと、(8)被申請人の責任ある立場の者が、新人や作業員全員に、定期的に、近隣住民との関係や条例の規制値について、研修等の社員教育を徹底すること、(9)工場が稼働している間は、電話で連絡が取れるようにすること(原則留守電不可)。折り返し電話が欲しい旨の留守電がある場合は、直ちに連絡をし、遅くとも必ずその日のうちに連絡をすること、(10)行政機関に対しても、申請人に対しても、誠実に対応し虚偽の報告をしないこと、(11)被申請人の開口部(窓、扉、シャッター等)について、1階及び2階の東側と北側の全ての窓、2階の作業場の西側の窓を閉めること、(12)常時作業状況に細心の注意を払い、騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる事象を発生させる可能性がある場合、未然に対処すること。万が一発生した場合には、被申請人は、申請人が被申請人に連絡する前に直ちに対処し、申請人に連絡すること、(13)万が一騒音・振動を起こしたら、その機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと。申請人が騒音・振動に気づいて被申請人に報告したら、被申請人はその機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと、(14)悪臭の発生を抑えること、(15)申請人が被申請人の機械等の状況について説明を求めたら、「何の機械が原因なのか」、「いつまでに直すのか」等の状況を伝えること。この時、申請人は被申請人から事業所で直接、機械等の説明を受けることができるものとする、(16)屋外作業に伴う公害の防止や機械全体について不具合等を未然に防ぐための対策を記載した「管理マニュアル」を作成し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を厳守すること。それでも不具合が起きた場合、管理マニュアルを更に厳しく改善し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を遵守すること。また、維持・管理費を計上し、不具合が起きないよう定期的なチェックや定期的な部品交換も含めたメンテナンスノートを作成し、メンテナンス内容を記載、保存し、申請人が要求した場合には開示すること。</p>			<p>の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
26	神奈川県平成30年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波音被害防止請求事件	30. 3. 15	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人 住宅販売会社	申請人らは、低周波音のために頭痛、動悸、吐き気、不眠等の被害を受けている。よって、被申請人Aは、(1)家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクを申請人宅側から反対側に移設又は電気温水器に交換すること、(2)24時間換気の室外機を申請人宅側から反対側に移設すること。被申請人B社は、(3)家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクの申請人宅側から反対側への移設又は電気温水器への交換に係る費用を負担すること、(4)24時間換気の室外機の申請人宅側から反対側への移設に係る費用を負担すること。	31. 3. 14	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
27	神奈川県平成30年(調)第2号事件	事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件	30. 3. 16	神奈川県住民1人	砂利等生産販売会社	被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する食堂は、事業活動により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、(1)粉塵等の公害防止措置を講ずること。(2)大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。	30. 8. 21	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
28	神奈川県平成30年(調)第3号事件	駐車場からの騒音・振動等被害防止請求事件	30. 7. 6	神奈川県住民4人	運送会社A社 神奈川県住民2人(B、C)	本件事業所の稼働によって発生している公害は、いずれも受忍限度を著しく超えており、本件被害地周辺で長年育まれてきた平穏で良好な生活環境を大きく破壊している。よって、(1)被申請人A社は、神奈川県規制基準を超過するような騒音及び振動を発生させないこと。(2)被申請人A社は、騒音、振動、粉塵、排気ガス、光、熱等による被害を申請人らに及ぼすことを防止する措置をとること。(3)被申請人B及びCは、本件事業所の土地所有者として、被申請人A社の土地使用が周辺環境に悪影響を及ぼすことを防止する措置をとること。	30. 11. 5	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
29	富山県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 2. 16	富山県住民1人	食品製造会社	申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。			
30	山梨県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30. 3. 12	山梨県住民1人	食品製造会社	被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。			
31	長野県平成29年(調)第2号事件	稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件	29. 12. 21	長野県住民1人	長野県住民1人	被申請人は、平成14年から長期間にわたり、業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を9月から11月中旬までの昼夜に行い、当該機械から発生する騒音と粉じんにより、申請人は健康や生活環境上の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対して家の騒音対策に係る損害賠償として194万8296円を支払うこと、(2)申請人に対して長年の精神的、体調不良、ある種の恐怖への慰謝料として200万円を支払うこと、(3)以下①から③のいずれかの措置を講ずること。なお、講じる措置の優先度は番号の順とする。①業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を中止すること、②業務用大	30. 12. 28	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						型機械を用いた稲の乾燥作業を行う作業場を移転すること、③堅牢な防音及び防塵のための装置を設置すること、(4)調停成立後は、被申請人は申請人が選出した弁護士に管理権限を委任して、被申請人が講ずべき措置について、被申請人の代理人である弁護士に管理させること。これら管理に係る費用は被申請人が負担すること、(5)稲の乾燥作業場の所有者や責任者が代わる場合には、被申請人は調停内容の責任を確実に引き継ぐこと。			
32	長野県平成30年(調)第2号事件	グラウンド騒音防止請求事件	30. 2. 20	長野県住民 2 人	市(代表者市長) 一般社団法人 2 社	Aグラウンドで発生する、アメリカンフットボールの練習に伴う騒音及び草刈り作業による騒音は、生活環境保全上の受忍の範囲を超えている。よって、被申請人らは、Aグラウンドの事業運営に伴う騒音を55dB以下にすること、かつ、アメリカンフットボールの練習に利用することは止め、騒音の低い他のスポーツなどに変更すること。	30. 8. 30	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
33	長野県平成30年(調)第3号事件	リニア事業公害防止協定締結請求事件	30. 11. 22	長野県住民 1 人	旅客鉄道株式会社	(1)申請人はA村(現住所)に生まれ、大学卒業後生家に戻り、1981年から自宅を利用して旅館を営んでいる。旅館は、南アルプスの大自然に抱かれたA村の豊かな自然、静謐な環境、地元の山・川の自然食材を求めて来訪する顧客に支えられ、長閑で優雅な雰囲気と溶け込む佇まいから人気の宿になっている。また、申請人所有地(以下「本件土地」)は、分収林事業のため森林公社に利用させているところである。(2)被申請人は、鉄道を営む株式会社であり、リニア中央新幹線整備事業のため、施主として、A村Bを西坑とする南アルプストーンネルを、C株式会社を幹事会社とする共同企業体を請負人とし、堀削工事をしようとしている。被申請人は、リニア事業の開業予定を2027年とし、わずか10年足らずで南アルプス堀削トンネルを含めた工事完成をする予定である。(3)申請人は、リニア事業に関しては、A村の豊かな自然や生態系、静謐という同村の財産を破壊しかねないとして反対ではあるが、敢えて行政訴訟を提起したり、反対運動をしたりすることはなかった。また、本件土地は、被申請人から、国道D号線迂回ルートへの供用のため貸与されたいとの申し出を受けていた。A村E集落の学校や商店街が集中する同村の中心部を工事車両が通行することが減ること、また申請人の営む旅館からは迂回ルートの方がより西に離れることから、工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉塵等の申請人に及ぼされる公害被害が、現状よりは減少するので、賃貸借契約の内容次第では、契約の締結には基本的には吝かではなかった。しかし、被申請人は、工事完成を急ぐ余り、後述のとおり、(1)週7日のうち日曜日を除く6日間も工事関係車両を通過させる、(2)通過時間は早朝の午前7時30分から午後7時まで、(3)台数も一日延べ1,080台、(4)ゴールデンウィークや夏季休暇による配慮も原則として行わない、という条件に固執し、申請人の緩和措置の要請に対しては、譲歩しなかった。申請人としては、このまま交渉を続けていても、被申請人の譲歩がないまま南アルプストーンネル工事が			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						なし崩し的に行われ、工事車両が増加し、それによる騒音や振動、粉塵等により、申請人の健康や生活環境に悪影響が生じるおそれ強いこと、排出残土をA村内に仮置くことにより土壌汚染や水質汚染が生じる恐れがあり、A村の静謐な環境や景観が破壊され、A村の観光業や申請人の営む旅館の経営に影響が出ることが必至であることから、申請人の意を汲んだ公害防止協定を締結すべく本申立に及んだ次第である。 (また、公害防止協定の遵守を内容とする賃貸借契約を締結したいと考えている。)  よって、被申請人が実施するリニア事業に関し、公害防止協定を締結するとの調停を求め。			
34	岐阜県平成30年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件	30. 8. 8	岐阜県住民1人	ゴム製品等製造会社	被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること。(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること。(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること。(現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快) (4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること。(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料(50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分)を支払うこと。(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと。(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。			
35	静岡県平成29年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 6. 22	静岡県住民1人	静岡県住民1人	被申請人は家庭用ヒートポンプ給湯機を設置しており、申請人はそこから発生する騒音・振動を自宅全体で強く感じ、苦痛を受けており、また、申請人は眠れないため、病院で睡眠薬を処方してもらい、服用している。よって、被申請人は、設置している家庭用ヒートポンプ給湯機(ファンがついている湯をためるタンク、その他一式)からの騒音・振動をなくすよう対策を講じること。	31. 2. 20	調停打ち切り	調停委員会は、調停期日の開催等手続きを進めたが、申請人死亡により、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
36	静岡県平成29年(調)第2号事件	冷却塔からの騒音被害防止請求事件	29. 8. 23	静岡県住民1人	金属加工会社	被申請人は、製造業を営む会社であり、所有する工場に冷却塔を設置しており、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、騒音の原因となっている冷却塔について、騒音防止対策を講じること。	30. 12. 12	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
37	静岡県平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	31. 1. 30	静岡県住民1人	自動車製造販売会社	被申請人は、自動車製造業を営む会社であり、A社B工場において夜中まで操業に係る騒音が発生している、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと。(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居宅と同程度の住宅への転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
38	愛知県 平成30年 (調)第1 号事件	大型空調 室外機か らの騒音 被害防止 請求事件	30. 2. 28	愛知県 住民2人	特定非営 利活動法 人	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穩に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。			
39	愛知県 平成30年 (調)第2 号事件	紙管加工 会社から の騒音被 害防止請 求事件	30. 9. 21	愛知県 住民4人	紙管加工 会社	被申請人は、平成27年9月頃、申請人らの自宅住居に隣接する倉庫に移転し、平日の朝8時30分頃から夕方午後5時頃まで、ダンボールの切断作業を行うようになった。その作業に伴い、間断なく続く、振動を伴う騒音が発生するようになり、申請人らは現在に至るまで、騒音に悩まされ続けてきた。申請人らが、計量証明事業者に依頼し、平成28年11月7日に敷地境界で工場騒音の計量を実施したところ、67dBが計量された。これは、県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則で定める昼間における騒音の許容限度の60dBを超えるものである。よって、被申請人は、A住所に所在する本件倉庫について、防音措置を講じて騒音を低減すること。			
40	愛知県 平成31年 (調)第1 号事件	食肉加工 組合から の騒音・ 悪臭被害 防止請求 事件	31. 3. 8	愛知県 住民1人	食肉加工 組合	申請人は、被申請人の工場から発生する定期的な音や不定期な音に常に晒され続けて生活しなければならない状態であり、ほぼ一年中、窓を開けることができない上、各種の音のほとんど全ては窓を閉めていても聞こえる。また、悪臭もあり、特に夏の間は臭いがひどいことから、窓を閉めて生活せざるを得ない。このような生活を強いられる申請人の精神的苦痛は甚大である。申請人の被害の実態と騒音・悪臭のレベルを踏まえれば、これらの騒音・悪臭による申請人の被害は受忍限度を超えるものである。よって、被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じること。			
41	滋賀県 平成30年 (調)第1 号事件	工場から の騒音被 害防止請 求事件	30. 4. 20	滋賀県 住民1人	金属切削 加工会社	申請人は、被申請人工場からの操業に伴う騒音に悩まされている。よって、被申請人方に防音設備、無理であれば、申請人宅2階の工場直近の部屋を含め、二重サッシを設置すること。	30. 5. 22	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
42	京都府 平成29年 (調)第1 号事件	マンション の機械 式駐車場 等からの 騒音被害 防止請求 事件	29. 4. 20	京都府 住民1人	マンショ ン管理会 社 マンショ ン管理組 合	平成25年に申請人自宅の東側に建設された、被申請人のマンションの機械式駐車場及びバイク駐輪場からの騒音により、申請人の睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、機械式駐車場とバイク駐車場の場所を変更し、極力騒音を出さないよう心掛けること。	30. 9. 14	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
43	京都府 平成30年 (調)第1 号事件	事務所兼 資材置場 からの騒 音被害防 止請求事 件	30. 5. 21	京都府 住民1人	運送会社	(1)申請人は、平成6年7月から現住所に居住している。被申請人は運送業を営む株式会社で、平成12年頃から申請人宅の隣地(平成12年頃以前は被申請人の駐車場)に、建築用敷き鉄板、足場資材を保管する事務所兼資材置場を建設し、以来現在に至るまで操業している。(2)被申請人は事務所兼資材置場を建設以来、資材置場内での敷き鉄板や積荷をトラックに積み込む際のエンジン式フォークリフトや金属研磨機、ト	31. 2. 18	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ラックエンジン、工具を落とす金属音等の騒音、振動を発生させている。(3)申請人は、被申請人が発生させた騒音、特に申請人宅に近い場所でのフォークリフト作業音や週数回行われる敷き鉄板の研磨作業音が原因で、朝8時～19時までの間、家にいられない時間が多い、家に振動によるヒビ割れ、窓を開けられない、鬱の症状、夜勤などの仕事が出来ない、不快感、圧迫感、神経過敏、集中力、思考力の低下、体調不良、慢性疲労などの精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人住居に及ぼす騒音を低減するよう、資材置場の移動、作業時間の短縮や防音壁の設置といった対策を可能な範囲で実施すること。(2)被申請人は(1)の対策を実施しない場合、申請人に対し、申請人宅に二重サッシを設置する費用を支払うこと。			
44	京都府平成30年(調)第2号事件	漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	30. 8. 22	京都府住民2人	漬物製造会社	(1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。			
45	京都府平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	31. 3. 4	京都府住民1人	京都府住民1人	(1)被申請人から停止の申し入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている。(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある。(3)京都府の補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない。(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する)			
46	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
47	大阪府平成29年(調)第1号事件	鉄骨建材加工工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 2. 9	鉄骨建材加工会社	大阪府住民1人	申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。	30. 9. 19	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
48	大阪府平成30年(調)第1号事件	解体工事に伴う騒音・振動等被害防止等請求事件	30. 1. 10	大阪府住民1人	不動産会社 建設会社	被申請人らは、平成29年8月から申請人自宅北側の解体工事を行い、申請人及びその家族が工事による騒音・振動等により不眠等の被害を受けており、被申請人らに対策を求めたが改善されない。よって、被申請人らは、(1)解体作業で飛散した粉じんによりほこりまみれになった家屋の回復をすること、(2)事前説明と異なる騒音・振動により亀裂等の被害を受けた家屋の補修、申請人の子の学習場所が確保できないこと及び家族が精神的に受けているストレスへの対処と補償をすること。	30. 4. 20	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	大阪府平成30年(調)第2号事件	解体工事に伴う振動被害補償請求事件	30. 1. 19	大阪府住民1人	建設会社	被申請人は、平成29年12月19日から12月26日までの間、申請人住居付近のコンビニエンスストア跡地の解体工事を行い、その工事により申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロック塀の破損が生じた。よって、被申請人は、解体工事に伴う振動で生じた、申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロック塀の破損の補修工事をする事。	30. 4. 11	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
50	大阪府平成30年(調)第3号事件	金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件	30. 4. 13	コンベヤベルト加工会社	金属加工会社	被申請人会社工場から放出される塗料成分を含んだ臭気により、申請人会社工場では従業員に頭痛、喉の痛み、めまい等の健康被害や製品・商品の管理上の問題が発生し、被申請人工場を管理する不動産会社に対処を要望したが、改善されない。よって、被申請人は、(1)当初の通り、工場を機材ストック場としてのみ運用すること、(2)上記が出来ない場合は、発生臭を工場建屋内から外に流出しないように機密設備等の対策を講じること。	30. 8. 29	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
51	大阪府平成30年(調)第4号事件	保育園騒音問題承諾請求事件	30. 5. 25	学校法人(保育園経営)	大阪府住民2人	被申請人らは保育園の隣人であり、申請人が平成29年に新たな保育園設置を計画したことに反対するとともに、保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であるとする。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること(声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等)を承諾しなければならない。			
52	大阪府平成30年(調)第5号事件	給湯器騒音振動等被害防止請求事件	30. 6. 19	大阪府住民2人	大阪府住民2人 給湯設備製造販売会社	申請人らは平成28年10月頃から、被申請人ら住居に設置された給湯器から生じると考えられる低周波音及び振動により、頭痛、不眠、耳の奥の痛み等の体調不良が生じるようになった。平成29年5月頃に申請人らは、被申請人らに対して給湯器の設置場所を変えて欲しい等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、(1)申請人らに対する低周波被害(給湯機を原因とする騒音・振動)が生じないよう、被申請人ら宅に設置された給湯器の設置場所を変更する等の適切な措置を求める。(2)申請人らは被申請人らに対し、慰謝料として相当額の支払いを求める。			
53	大阪府平成30年(調)第6号事件	鉄工所騒音等被害防止請求事件	30. 6. 25	大阪府住民1人	鉄工所	被申請人が平成12年頃に鉄工所を設置して以来、被申請人鉄工所から発生する騒音により体の不調や突発性難聴等の被害が生じている。申請人は被申請人鉄工所に苦情を申し入れたところ、被申請人鉄工所は一定の対策を行ったが、騒音による被害が続き	31. 3. 14	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ているため、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は騒音について防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は操業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。(3)これらの措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。			し、調停を打ち切り、本件は終結した。
54	大阪府平成30年(調)第7号事件	金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件	30.11.19	大阪府住民1人	金属製品製造会社	平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人は(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める。(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じること求める。(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める。(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める。(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める。(6)申請人が市役所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報(家族のスケジュール等)を伝えなくてもよいようにすることを求める。(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。			
55	兵庫県平成29年(調)第1号事件	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	29.12.14	兵庫県住民255人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	新設発電所の操業により、大気汚染、水質汚濁等により健康被害等を受けるおそれがある。よって、被申請人A社は、(1)新設発電所を設置してはならない、(2)新設発電所に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を、少なくとも、同法に基づく準備書手続からやり直すこと。被申請人A社及びB社は、(1)既設発電所からの大気汚染物質の排出、温排水の排出、取水口における塩素系薬剤の利用に伴う環境負荷を、直ちに最大限低減させること、(2)既設発電所からの排水の温度や温排水の拡散状況に関するデータを開示すること。被申請人C社は、(1)新設発電所で発電される電力を購入することを内容とするA社との間の電力供給契約を解除すること、(2)本件発電所からD変電所に送電される電気のための新設高圧送電線を建設してはならない、(3)既設発電所からD変電所に送電される電気のための既設の高圧送電線について、その周辺居住者・通行者への電磁波の影響を低減するための対策をとること。	30.11.7	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
56	兵庫県平成30年(調)第1号事件(参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30.2.16	兵庫県住民221人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。	30.11.7	調停打ち切り	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。
57	兵庫県平成30年(調)第2号事件(参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30.3.22	兵庫県住民5人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。	30.11.7	調停打ち切り	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。
58	兵庫県平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動	30.12.25	兵庫県住民4,809人	市(代表者市長)	(1)本件道路の不合理性(2)本件道路整備による生活環境の悪化(大気汚染・騒音振動・眺望景観)(3)重大事故の発生可能性(4)地域の分断(5)住民との合意・誓約に反する。よって、(1)本件道路の必要性・環境影響評価・中央幹線形状変更に関する説明及び協			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		車公害防止対策等請求事件				議(2)代替案の検討・協議(3)被申請人と住民との間の(過去の)合意の尊重(4)本件道路建設工事に着手しないこと。			
59	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
60	奈良県平成29年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	29. 11. 15	奈良県住民1人	食品加工会社	申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるような悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転すること。			
61	奈良県平成30年(調)第1号事件	プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 7. 4	奈良県住民2人	プラスチック製品製造加工会社	申請人らは、被申請人が工場に設置した集塵機の稼働により、耳鳴り・不眠・心窩部痛・全身倦怠感、動悸等の心身的苦痛を被っている。よって、申請人らは、被申請人に対し、工場の集塵機の稼働の停止を求める。			
62	奈良県平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	31. 2. 1	奈良県住民472人	A市、A市(代表者市長)	<p>新斎苑計画によれば、新斎苑建設事業予定地(以下、「事業予定地」という。)は、3,000㎡以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たることは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法(以下、「土対法」という。)第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人A市が事業実施にあたり実施した「新斎苑整備事業投棄物調査業務委託(以下、「投棄物調査」という。)の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、新斎苑建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、以下の3点を被申請人に求める。</p> <p>(1)被申請人A市は、被申請人A市長に対し、A市B町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。</p> <p>(2)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。</p>			
63	和歌山県平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土	31. 1. 29	燃料小売業者(ガソリン)	バス運送事業会社	被害発生地域において、水の層上にコーラタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コー			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	壤汚染等被害防止請求事件		タンド)		ルタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた土地所有者である被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。			
64	広島県平成29年(調)第1号事件	自動車部品製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29. 9. 5	広島県住民5人	自動車部品製造会社	被申請人は、自動車部品製造工場を営んでおり、申請人はそこから発生する騒音により肉体的、精神的苦痛等の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)第一種住居地域での良好な生活環境を保証するために、騒音レベルを精神的な苦痛を与えない範囲にとどめること、(2)土曜・日曜・祝日は休業とし、操業は平日の午前8時30分から午後5時までとすること、(3)慰謝料として、1人当たり50万円を支払うこと。	30. 5. 17	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
65	広島県平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 4. 13	広島県住民4人	自動車解体会社	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。			
66	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされていない。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
67	広島県平成30年(調)第3号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	30. 11. 9	広島県住民1人	鉄鋼会社	家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。			
68	広島県平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	31. 3. 26	広島県住民4人	広島県住民1人	営業中は窓が開けられないほか、営業準備中からは洗濯物に異臭が付着する恐れがあり、午後3時頃には毎日取り入れないといけない。よって、申請人が窓を開けても屋内に異臭・油が入らないようにすること。			
69	香川県平成30年(調)第1号事件	タクシー事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	30. 2. 19	香川県住民2人	タクシー会社	被申請人は、タクシー業を営む株式会社で、24時間稼働しており、夜間において、話し声、クラクション、洗車、マット清掃の機械、車内の掃除、自動販売機使用、エンジン音に係る騒音を発生させており、申請人は、被申請人が発生させた騒音により、不眠症を発症し、心療内科に通院している。また、発病により仕事に支障をきたし、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対し、損害賠償として金100万円を支払うこと、(2)申請人宅に二重窓を設置すること、(3)事業所内の屋根のない駐車スペースを車庫にすること、(4)事業所内のコンクリート地面を音の出にくい仕様にする。	30. 11. 5	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
70	愛媛県平成30年(調)第1号事件	風力発電施設からの騒音被害防止請求事件	30. 2. 20	愛媛県住民40人	風力発電会社	申請人らの住居は、元々静かな地域であったが、本件発電施設が稼働するようになってから、騒音のため睡眠が妨げられるようになり、頭痛、めまい、ふらつき、記憶力や集中力の低下等の健康被害が生じてお	30. 11. 8	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						り、今後、夜間の稼働が継続されれば、より重度の障害を発症する可能性が高い。よって、被申請人は、被申請人が稼働している風力発電施設について、毎日午後7時から翌日の午前7時までの間、稼働してはならない。			みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
71	福岡県平成30年(調)第1号事件	配水管布設替工事に伴う振動被害損害賠償請求事件	30. 6. 25	福岡県住民2人	特別地方公共団体(一部事務組合)	平成29年11月29日前後の「A地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で、敷地内の地盤の変動・自宅建物の構造躯体・瓦・外溝等の被害を受けた。 被害の原因は工事に関する法令違反で、(1)工事前の調査不足・・・水道管工事標準規則、施工管理基準違反・・・軟弱地盤、地下水・井戸、埋設物の確認、近接する建物の現地調査、写真撮影も行っていない。(2)掘削工事の土留め工事を行っていない・・・水道法、振動規制法違反・・・矢板工事、掘削工法、ルートを選定、機種を選定を行っていない。(3)住民から被害の訴えがあるのに相談に応じない・・・振動規制法違反。(4)不法侵入・・・水道管工事標準規則違反・・・立会の約束を反故にして、許可なく無断で敷地内に侵入する信頼を裏切る不誠実な行為。 よって、(1)被申請人は、申請人住所地に所在する建物と敷地について、平成29年11月29日前後の「A地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響を受けた、自宅建物の原状回復修理や敷地内地盤の改良を行うこと、(2)「A地区配水管布設替工事」の水道工事標準仕様書の環境対策(建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号)の報告書、工事写真一式、設計図書の情報開示をすること。	30. 8. 30	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
72	熊本県平成29年(調)第2号事件	飲食店からの悪臭等被害防止及び損害賠償請求事件	29. 10. 25	熊本県住民2人	飲食店	平成29年2月に被申請人が開業した飲食店からの悪臭、騒音により、過大なストレス、睡眠障害等の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)悪臭対策の脱臭装置、油煙除去装置を設置すること、(2)騒音対策の防音壁を申請人ら宅に面する箇所に設置すること、(3)エアコン室外機5台、換気扇ダクト、給湯燃焼器等を申請者ら宅に面しないところへ移設すること、(4)夜間営業時間を短縮すること、(5)申請人Aに対し、損害賠償100万円を支払うこと、(6)申請人Bに対し、損害賠償50万円を支払うこと。	30. 7. 18	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
73	熊本県平成29年(調)第3号事件	養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件	29. 11. 27	熊本県住民1人	熊本県住民2人	被申請人が経営する養豚業の排水(し尿)で、生活飲料水である井戸水が汚染されている。よって、被申請人らは、井戸を2本ボーリングすること。	30. 11. 26	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
74	熊本県平成30年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	30. 2. 1	熊本県住民1人	熊本県住民1人	毎年12月～2月の夜間・深夜に稼働する、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により、睡眠不足となり仕事にも支障を来している。よって、被申請人は、(1)ボイラーの設置場所を申請人宅より離れた場所に移動させること、(2)騒音を発生させないように防音壁設置等の対策を行うこと。	30. 11. 16	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
75	沖縄県平成30年(調)第1号事件	コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件	30. 7. 10	沖縄県住民1人	小売業会社(コンビニエンスストア)	自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。			